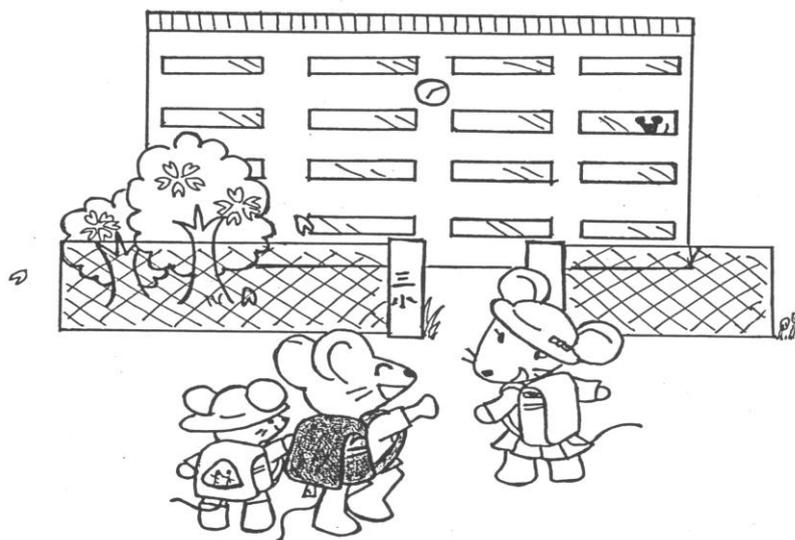


小平第三小学校PTA



組織と会則

保存版



〔会員名 _____〕

<ご案内>

- ① 「組織と会則」は新入学児童のご家庭と、転入児童のご家庭のみに、学校ホームページにあるPTAブログにて配信します。
- ② 会則の改正があった場合は、全会員（全家庭）に改訂版をPTAブログにて更新し、三小メールにてお知らせします。
- ③ 総会開催時には、持参もしくはPTAブログなどでご覧ください。

P T Aとは、保護者と教師が互いに理解し協力しながら、子どもたちの幸せな成長を願い、教育的環境をよくするため、会員皆様の意見をもとに活動していく団体です。

このしおりは、小平第三小学校P T Aの仕組みとP T Aがどのような活動を行っているのかを知っていただくためのものです。

しおりの中には、P T Aの組織、役員や委員の役割、その選出方法について具体的に説明してあります。活動の根拠となる「小平第三小学校P T A会則」と合わせてお読みいただき、P T A活動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この冊子は入学（転入）時から卒業（転出）時まで使用しますので、必要な時（改正など）には、いつでも参照できるよう大切に保管してください。

目 次

P T A組織とその活動 P 2 ~ 5

- 1 はじめに、2 運営委員会..... P 2
- 3 学級代表委員会及び学級会、4 P T A行事委員会、5 広報委員会..... P 3
- 6 地区委員と地区委員会及び地区会、7 役員会、8 特別委員会..... P 4
- 9 活動費について、1 0 同好会、1 1 小平市青少年対策三小地区委員会..... P 5
- 1 2 学校経営協議会、1 3 補足、1 4 改訂について..... P 5

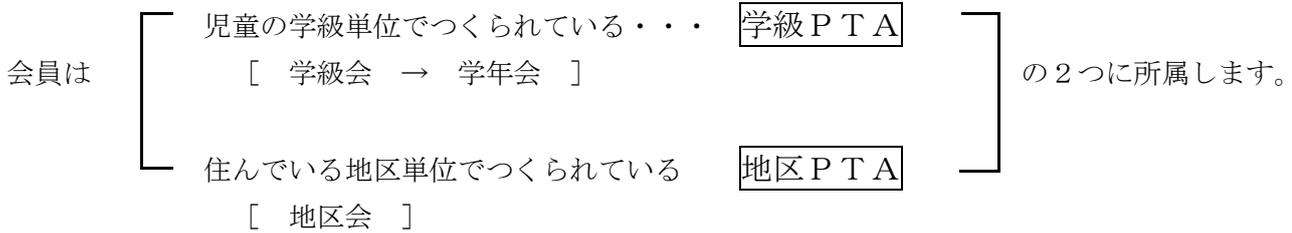
小平第三小学校P T A会則..... P 6 ~ 1 0

小平第三小学校P T A会則の細則..... P 1 1 ~ 1 3

小平第三小学校P T A運営組織図..... P 1 4

P T A組織とその活動

1 はじめに



学級P T A 1年生から5年生の各学級4名
6年生の各学級3名 の委員を選出します。

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 学級委員…………… 3名 | [| 学級代表委員（各学級での学級委員のまとめ役）…………… 1名 |
| | | P T A行事委員（専門委員会〔P T A行事委員会〕に属します。）… 1名 |
| | | 広報委員（専門委員会〔広報委員会〕に属します。）…………… 1名 |
| 特別委員会委員…………… 1名 | — | 選考委員（6年生の選出なし） |
| 3名 | — | 卒業対策委員（6年生からの選出） |

学級P T A〔学級会〕活動は、学級担任教師と3名の学級委員を中心に進めてください。

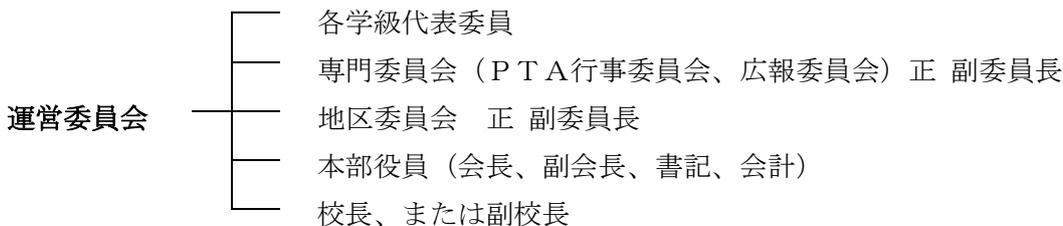
特別委員会委員も学級選出の委員ですから、〔学級会〕では委員として協力する体制をとっているクラスもあります。

卒業対策委員は、学級選出ではありません。

地区P T A 各地区に、地区委員を選出します。
〔地区会〕活動は、地区担当教師と地区委員を中心に進めてください。

2 運営委員会

運営委員会は、学級P T Aや地区P T Aを通して、多くの会員の声をいろいろな活動に反映させる場です。



「校長は全ての会議に出席して意見を述べる事ができる」（会則第21条）とあり、学校側の代表として校長がいつも出席しています。また、特別委員会は会長が依頼して設置しているので、各特別委員会の正 副委員長も運営委員会に出席しています。各同好会責任者も報告を求められた時に対応するために同席しています。

より活発なP T A活動をするために、運営委員会メンバーを通じてご意見をお聞かせください。

3 学級代表委員会及び学級会

- (1) 学級委員の中の学級代表委員と担当教師で組織します。
年度始めに 正 副委員長を互選します。
- (2) 学級代表委員の主な役割は〔学級会〕＝学級でのP T A集会（親睦会）・懇談会などを開くことです。
〔学級会〕＝学級児童に関係ある会員全員で構成（学級保護者、学級担任教師）
〔学級会〕活動はP T A活動の基本となるものですから、学級代表委員は学級担任教師や、その他の学級委員（P T A行事委員、広報委員）と協力し、多くの方が参加できる会を計画してください。
〔学級委員会〕＝学級代表委員・P T A行事委員・広報委員・学級担任教師で構成
- (3) 学級代表委員は学級の親睦をはかり、会員の意見や要望を学級単位でまとめ、P T A全体に連絡・調整するパイプ役です。必要なことは、運営委員会に報告・提案します。
- (4) 学年ごとの集まり＝〔学年会〕をもち、学年全体の調和もはかってください。
〔学年会〕＝学年児童に関係ある会員全員で構成（同一学年保護者、学級担任教師）
〔学年委員会〕＝同一学年の学級委員すべてと学級担任教師で構成（学年合同親睦会の企画など）
- (5) 学級代表委員会では、それぞれの学級P T Aの報告・話し合いをします。また、学級P T Aについての勉強会など、学級代表委員会独自で計画・活動もします。（必要なことは運営委員会に報告、提案します。）
- (6) P T A全体で講演会・研修会・講習会を希望する時には、意見をまとめてP T A行事委員会へ申し出ます。
- (7) 学級P T Aの活動費は、P T A会計の予算の中から学級単位で出ます。学級代表委員は、学級活動予算を執行し、年度末には会計に決算報告をします。

4 P T A行事委員会

- (1) 学級委員の中のP T A行事委員と担当教師で組織します。
年度始めに 正 副委員長を互選します。
- (2) 講演会・研修会・講習会・演奏会・スポーツ・レクリエーションなどを企画、実行します。
学級P T A、各委員会の希望を取り入れ、あるいはP T A行事委員会独自で計画し、会員及び児童全体の文化・教養の向上をはかります。（必要なことは運営委員会に報告、提案します。）
- (3) 活動費は、P T A会計の予算の中から出ます。責任者は予算を執行し、年度末には会計に決算報告をします。

5 広報委員会

- (1) 学級委員の中の広報委員と担当教師で組織します。
年度始めに 正 副委員長を互選します。
- (2) P T A活動を全会員にお知らせしたり、地域、社会の情報をお知らせする機関誌「ひばり」などを発行します。（必要なことは運営委員会に報告、提案します。）
- (3) 活動費は、P T A会計の予算の中から出ます。責任者は予算を執行し、年度末には会計に決算報告をします。

6 地区委員と地区委員会及び地区会

- (1) 地区委員会は、各地区から選出された委員と担当教師で組織します。
年度終わりに 正 副委員長を互選します。
- (2) 地区委員は〔地区会〕→地区懇談会・地区親睦会などを開催します。
地区担当教師と保護者で、地区のいろいろな問題を話し合ったり、子どもたちの健全で安全な生活を守るため、地区のみなさんの親睦・交流をはかります。
- (3) 年度始めに地区ごとに児童の班編成を行い、地区児童名簿と地区内の連絡網を作ります。
- (4) 各地区の実情を地区委員会で話し合い、必要なことは運営委員会に報告・提案します。
- (5) 地区委員会で検討する内容としては、学校と協力しながら学校内外の子どもの生活指導、交通対策、通学路の点検、遊び場の点検などが考えられます。
- (6) 各地区で子ども会を開催します。子どもたちとよく相談し、行事を計画します。安全で無理のない、楽しい行事を計画してください。
- (7) 地区ごとに活動費が出ます。責任者は予算を執行し、年度末にはそれぞれ決算報告をします。

7 本部役員会

- (1) 本部役員構成メンバーは、会長、副会長、書記、会計です。
- (2) 総会（定期・臨時）、運営委員会など本会の運営のため、必要に応じて随時開きます。

8 特別委員会

(1) 〔選考委員会〕

- ①選考委員会の役割は、次期本部役員（会長、副会長、書記、会計）、小学校PTA連合会理事校・副理事校
該当年度はその役員の候補者を選出、推薦することです。また、（会則 第5章 第25条 2 にもとづき）
会計監査人を指名し、総会の承認を得るものとします。ただし、互選会において会計監査人を選出することはできません。
- ②1年生から5年生の各学級（6年生の選出なし）より1名の委員と担当教師で構成します。
- ③年度始めに 正 副委員長を互選します。
- ④次年度当初の総会において全候補者の承認を得たとき、選考委員会は解散します。

(2) 〔卒業対策委員会〕（以下「卒対」という。）

- ①卒対は、細則 第2条（2）にもとづき、6年生から3名以上の立候補があったとき、卒業生のお祝い
目的とする活動をします。
- ②活動費はPTA会計の予算から出ます。責任者は、予算を執行し年度末には会計へ決算報告します。
- ③卒対の活動は、該当年度の3月31日までとします。

(3) その他の〔特別委員会〕

運営委員会が特別の活動のため必要と認めたとき、会長が依頼して、特別委員会を設置します。
特別委員会はその任務が終了したとき解散します。

9 活動費について

- (1) 原則として、各委員会にはPTA会費の中から活動費が出ます。ただし、次の点に注意してください。
 - ① 活動費の領収書は、1年間保管しておいてください。私用の買物とは領収書を別にしてください。
 - ② 原則として、個人名の領収書は認められません。
 - ③ 学校外での会合（ファミリーレストランなど）による飲食費は認めません。
(学校内でも限度がおのずとあります。)
 - ④ 活動費の残金は、次年度に繰越せません。(残金を積み立てて備品などを購入することは、できない、という意味です。)
- (2) 年度末には、責任者がそれぞれ会計に決算報告をします。わからない時は、個人で判断せず、必ず、会計に相談してください。

10 同好会

- (1) 小平第三小学校PTAには、同好会があります。PTAブログにてご案内しています。
- (2) 運営委員会の承認にもとづき助成金が出ます。
助成金は、原則として、用具類の買替えなどに使うようにしてください。
(9 活動費について を参照してください。)
- (3) 年度末には、責任者がそれぞれ会計に決算報告をします。

11 小平市青少年対策三小地区委員会（以下「青少対」という。）

小平第三小学校PTAは、青少年の健全な育成のために、青少対三小地区委員会に協力しています。
この委員会に代表として出席する方は、次の通りです。

- (1) 会長、副会長、地区委員会 正 副委員長
- (2) 小中学校の校長、副校長、生活指導担当教師
- (3) その他

12 学校経営協議会（以下「C. S」という）

小平第三小C. Sに協力しています。
この会に代表として出席する方は次の通りです。

- (1) 本部部长
- (2) 校長、副校長、C. S担当教師
- (3) その他

※三小C. Sには、PTAのほかに地域住民・保護者・学識経験者・元本部役員経験者などがメンバーにいます。

13 補足

- (1) 各委員会は第1回運営委員会開催後から活動を始めてください。ただし、会長の許可を得た場合のみ、第1回運営委員会前に活動を始めることができます。
- (2) 各委員会の委員長・副委員長はどの学年からでも選出することができます。
- (3) すべての委員会の委員・本部役員は本校のほかの委員会の委員・本部役員と兼任することはできません。ただし、任期途中での欠員の場合は、各クラスでの話し合いにより、この限りではありません。

14 改訂について

「PTA組織と会則」については、運営委員会において出席者の過半数の賛成により改訂することができます。

小平第三小学校PTA会則

目 次

第1章 総則	P 7
第2章 組織	P 7
第3章 本部役員及び委員	P 8
第4章 会議	P 8
第5章 会計	P 10
第6章 付則	P 10

小平第三小学校PTA会則の細則

第1条 地区会に関する規定	P 11
第2条 特別委員会に関する規定	P 11
第3条 役員の引き継ぎに関する規定	P 11
第4条 同好会	P 12
第5条 弔慰金	P 12
第6条 PTA会費	P 12

付則	P 13
----	-------	------

第1章 総則

(名称・事業所)

第1条 本会は小平第三小学校PTAといい、事務所を小平第三小学校内におく。

(目的)

第2条 本会は家庭、学校、地域の三者が協力し合って、児童の健全な成育をはかるため、福祉を増進し教育的環境をよくすることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 非営利的、非宗教的、非政党であって、いかなる営利的事業をも支持しないし、いかなる団体または機関の支配や干渉も受けない。
- (2) 小平第三小学校学校経営協議会（コミュニティースクール＝C．S）、小平市青少年対策三小地区委員会。小平市立小学校PTA連合会など、児童の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (3) 教職員、市教育委員会などと教育問題について協議し、また、その活動を助けるために参考資料を提出するが、直接学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

(活動)

第4条 本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 保護者と教師が協力して教育環境の充実をはかるための活動。
- (2) 文化、教養、広報に関する各種活動。
- (3) 児童の校外生活の指導並びに交通安全対策などの地域活動。
- (4) 会員相互の教養を高め親睦をはかる各種活動。
- (5) 学校経営協議会（C．S）組織の三小ちゃんネットワークの一員として他団体と協力し各種活動を行い、周年行事事業（10年毎）など要請に応じた活動も行う。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な各種活動。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、本校の児童の保護者と教師で組織する。

(本部役員・委員会など)

第6条 本会に会則第2条の目的達成のため本部役員会と運営委員会並びに次の委員会などをおく。

- (1) [本部役員会] 本会の運営のため本部役員会をおく。
- (2) [運営委員会] 本会の運営のため運営委員会をおく。
- (3) [学級会・学級代表委員会] 各学級に学級会をおき、学級会活動の充実をはかるため学級代表委員会をおく。
- (4) [地区会・地区委員会] 各地区に地区会をおき、地区活動の充実を図るため地区委員会をおく。地区は細則により定める。
- (5) [専門委員会] 本会に文化、教養、広報に関する各種活動を行うための次の専門委員会をおく。
 - ①PTA行事委員会
 - ②広報委員会
- (6) [特別委員会] 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の議決により会長が依頼して設置する。特別委員会の規定は細則により定める。
 - ①選考委員会

②卒業対策委員会

- (7) [同好会] 会員相互の教養と親睦をはかるため、運営委員会の承認を得て同好会を設置することができる。同好会の規定は細則による。

第3章 本部役員及び委員

(本部役員)

第7条 本会の本部役員は次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------|-----|------|-----|----|
| (1) 会長 | 保護者 | 1名 | | |
| (2) 副会長 | 保護者 | 3～4名 | 副校長 | 1名 |
| (3) 書記 | 保護者 | 2～3名 | 教員 | 1名 |
| (4) 会計 | 保護者 | 2～3名 | 教員 | 1名 |

ただし保護者の本部役員数の合計は10名までとする。

- 2 本部役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠による役員の任期は前任者の残存期間とする。

(本部役員及び委員の選出)

第8条 本部役員及び委員は次の方法によって定める。

- (1) 会長、副会長、書記、会計は選考委員会において選出し、定期総会の承認を得るものとする。ただし、選考委員会は1年生から5年生の各学級より1名と担当教師1名を選出し構成する。
- (2) 学級委員は、各学級より3名選出し、互選により学級代表委員を選出する。他の2名からそれぞれPTA行事委員、広報委員を選出する。
- (3) 地区委員は、各地区より選出し、互選により地区委員会正副委員長を選出する。
- (4) 各委員会には、若干名の教師が参加し連絡を密にして運営の充実をはかる。

(本部役員の任務)

第9条 本部役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その代理をつとめる。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、会長に報告する。
- (4) 会計は総会で決定した予算に基づき会計事務を処理する。

第4章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会、委員総会、運営委員会、本部役員会、学級会、学級委員会、学級代表委員会、学年会、学年委員会、学年代表会、専門委員会、地区会、地区委員会、特別委員会とする。

(総会)

第11条 総会は最高の議決機関であり、定期総会は年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、或いは会員の3分の1以上の要請があったとき会長が招集する。総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立し、欠席者の委任状は認めるものとする。議決は多数決による。

(定期総会)

第12条 定期総会に付議する事項は次のとおりである。

- (1) 会務及び会計報告。決算の承認。
- (2) 予算の議決。
- (3) 本部役員の決定。
- (4) その他必要と認めた事項。

(委員総会)

第13条 年度当初に各委員を会長が招集し、委員総会を開催する。会則により各委員会に正副委員長を選出し活動計画を審議立案する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、本部役員、学級代表役員、専門委員会正副委員長、地区委員会正副委員長及び学校代表教師をもって構成する。

2 運営委員会は予算、決算及び活動計画その他重要事項を審議し、立案する。

3 緊急事項について、必要あるときは、運営委員会をもって総会にかえることができる。

ただし次期総会において承認を求めなければならない。

4 運営委員会は必要に応じ、随時、会長が招集し開催する。

(本部役員会)

第15条 本部役員会は、第7条本会の本部役員をもって構成し、本会運営のため随時開催する。

(学級会)

第16条 学級会は本会の活動主体であり、学級児童に関係ある会員全員をもって構成する。

2 [学級委員会]学級委員会は、第8条第2号の学級委員をもって構成する。学級の各種活動及び運営のため学級担任教師と協力し、学級会を随時開催する。

3 [学級代表委員会]学級代表委員会は、各学級代表委員と委員会担当教師をもって構成し、正副委員長を互選する。学級単位での活動報告や情報交換などを行うため随時開催する。

(学年会)

第17条 学年会は学年児童に関係ある会員全員をもって構成し、学年委員長が随時開催する。

2 [学年委員会]学級委員は学年委員を兼ねる。学年委員会は同一学年に所属する学年委員をもって構成する。

学年正副委員長は同学年の学級代表委員の中より互選する。

学年委員長は、各学級間の連絡を密にするため学年委員会を随時開催する。

3 [学年代表会]学年代表会は各学年の委員長をもって構成し、互選により代表を選出する。各学年間の連絡運営のため随時開催する。

(専門委員会)

第18条 専門委員会は教師若干名と各学級より選出された委員をもって構成し、委員会ごとに正副委員長を互選する。年度中の活動計画を立案し、その達成をはかる。

2 PTA行事委員会は、文化教養・スポーツ・レクリエーションの分野から各種活動及び講習会、講演会などを開催する。

3 広報委員は、機関誌の発行、PTAだよりなど各種広報活動をする。

(地区会)

第19条 地区会は、各地区担当教師と地区児童に関係ある会員全員をもって構成し、児童の健全な成育を図るため地区委員が中心となり各種地区活動を行う。

2 [地区委員会]地区委員会は、地区委員会担当教師と地区委員全員をもって構成する。

諸機関と協力し、学校内外の児童の生活指導や交通対策などについて各地区と連絡をとるため、委員長が随時開催する。

(特別委員会)

第20条 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の議決により会長が依頼して設置する。

第21条 校長は全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費及びその他でまかなう。

(会費)

第23条 会費は年額1家庭1,700円とする。ただし特別の事情のあるときは運営委員会の議決により減額または免除することができる。PTA会費に関する規定は細則による。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査人)

第25条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査人をおく。

2 会計監査人は、選考委員会において指名し、総会の承認を得るものとする。ただし、任期は1年とし、再任は認めない。

第6章 付則

(会則の改正)

第26条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改定案は、総会開催の1週間前までに全会員に知らせなければならない。

(細則の制定)

第27条 本会の会則中規定のない細部については、運営委員会で細則を定めることができる。ただし、細則の新設又は変更をした場合は、次期総会に報告しなければならない。

第28条

- (1) 本会の会則は昭和42年4月1日より施行する。
- (2) 本会の会則は昭和51年5月13日より一部改正して施行する。
- (3) 本会の会則は昭和53年5月12日より改正して施行する。
- (4) 本会の会則は昭和63年4月28日より改正して施行する。
- (5) 本会の会則は平成3年4月25日より改正して施行する。
- (6) 本会の会則は平成4年4月23日より新設及び一部改正して施行する。
- (7) 本会の会則は平成7年4月29日より新設及び一部改正して施行する。
- (8) 本会の会則は平成9年5月8日より新設及び一部改正して施行する。
- (9) 本会の会則は平成14年5月7日より一部改正して施行する。
- (10) 本会の会則は平成16年4月28日より新設及び一部改正して施行する。
- (11) 本会の会則は平成19年4月25日より一部改正して施行する。
- (12) 本会の会則は平成20年4月23日より一部改正して施行する。
- (13) 本会の会則は平成24年4月27日より一部改正して施行する。
- (14) 本会の会則は平成26年4月1日より新設及び一部改正して施行する。
- (15) 本会の会則は平成27年4月1日より一部改正して施行する。
- (16) 本会の会則は平成27年10月3日より一部改正して施行する。
- (17) 本会の会則は平成31年4月24日より新設及び一部改正して施行する。
- (18) 本会の会則は令和2年5月13日より一部改正して施行する。
- (19) 本会の会則は令和4年4月20日より一部改正して施行する。

小平第三小学校PTA会則の細則

(地区会に関する規定)

第1条 校外における児童の生活指導を地区の実情に応じ行うため、次の地区を設ける。

喜平、回田、御幸、上水、つつじ、野中、以上6地区とする。

2 地区の改廃は運営委員会で決定する。

3 地区委員の選出人数は必要に応じて増減することができる。

(特別委員会に関する規定)

第2条 会則第20条により次の特別委員会を設置する。

(1) 選考委員会

① 各学級及び学校側は会則8条に基づき、年度当初に選考委員の選出を行い会長に報告する。

② 会長は年度当初の委員総会に選考委員を招集する。

③ 委員総会では次の事項を行う。

イ 委員長1名、副委員長1名を選出する。

ロ 次回の委員会の日程等を決定する。

④ 第2回以降の選考委員会は次の事項を行う。

イ 選出する次期本部役員(会長、副会長、書記、会計)の候補者を持ち寄り、協議の上、候補者を決める。

ロ 各候補者の同意を得て会長に報告し、3月24日までにこれを公示する。

ハ 学級の会員にアンケートを配布し、それをもとに学級の会員名簿を作成し、全員の推薦により学級の会員より1名以上の候補者を選定する。

また、学級以外の会員より候補者の推薦も受け、選定することができる。

⑤ 選考委員長は、次期候補者を年度最後の運営委員会にて紹介し、新年度の定期総会への出席を連絡依頼する。

⑥ 選考委員長は、新年度の定期総会において各候補者の紹介をし、承認を求める。

⑦ 選考委員は本部役員候補者並びに会計監査となることはできない。

⑧ 年度当初の総会において全候補者の承認を得たとき、選考委員会は解散する。

⑨ 本部役員の選出人数は、小学校PTA連合会 理事校・副理事校にあたる年の場合や周年行事のために必要に応じて増やすことができる。ただし、会則第7条の各号における人数を下回ることはできない。

(2) 卒業対策委員会

卒業対策委員発足には、次の事項を伴う。

① 第5学年3学期に、卒業生のお祝いを目的とした活動をするか否かを学級代表委員の指揮のもと行う。

② 活動をすることになった場合、第6学年から3名以上の委員の立候補により発足する。ただし、3名以上の立候補がない場合は発足しない。

③ 活動期限は、第6学年の3月31日までとする。

(3) その他特別委員会は会則第20条の規定により設置する。互選により正副委員長を選出して運営し、その任務が終了したとき解散する。

(役員引継ぎに関する規定)

第3条 前条(1)の選考委員会④のロにより公示された次期本部役員候補者は、総会の承認前であっても引継ぎなどに関する事務につくことができる。

(同好会)

第4条 同好会に関しては次のとおりとする。

- (1) 同好会は会員相互の教養と親睦をはかることを目的とする。
- (2) 同好会は運営委員会の承認を得て助成金(大会参加費)を支出する。また、同好会は必要な用具などを購入した際は、運営委員会に申請する。本会は、運営委員会の承認を得て経費として支出する。
- (3) 本会は同好会に対して、運営委員会の承認を得て助成金を支出する。
- (4) 各同好会は責任者(同好会代表及び副代表は、本校保護者に限る)を選出し、その活動は自主的に行う。
- (5) 運営委員会は必要に応じて、その責任者を招集して報告及び説明を求めることができる。

(弔慰金)

第5条

- (1) 小平第三小学校PTA会員ならびに児童に対する弔慰金は、原則として次の給付を行う。会員、児童、教職員配偶者の死亡弔慰金は一律5,000円をおくる。
- (2) 学校所属の職員については教職員に準ずる。
- (3) 前記の給付の返礼は受けない。

(PTA会費)

第6条 PTA会費に関する規定は次のとおりとする。

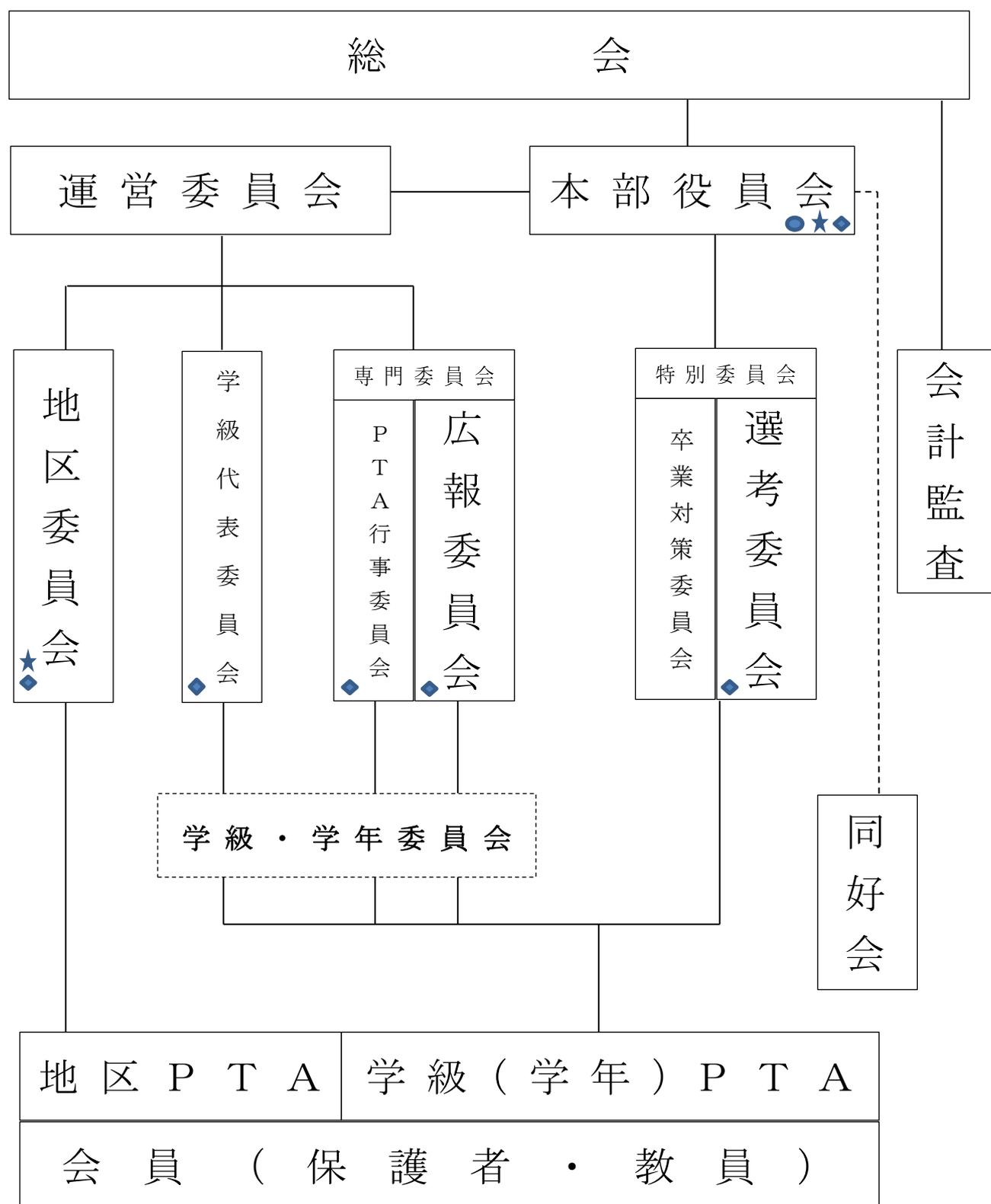
- (1) 転入した家庭のPTA会費は、年会費を12で割り、10円未満を四捨五入した金額(140円)を転入した日の翌月分から3月分までを積算し集金する。
- (2) 転出する家庭のPTA会費は、本人の申請により、会費を12で割り、10円未満を四捨五入した金額(140円)を転出した日の翌月分から3月までを積算し返還する。

(付則)

第7条 この細則は運営委員会において、出席者の過半数の賛成により改訂することができる。

- 2 この細則は昭和53年5月12日より改正して施行する。
- 3 この細則は昭和54年11月12日より一部改正して施行する。
- 4 この細則は昭和58年12月22日より一部改正して施行する。
- 5 この細則は昭和60年2月1日より一部改正して施行する。
- 6 この細則は昭和61年3月18日より一部改正して施行する。
- 7 この細則は昭和62年3月17日より一部改正して施行する。
- 8 この細則は昭和63年4月28日より新設及び一部改正して施行する。
- 9 この細則は平成4年4月23日より新設及び一部改正して施行する。
- 10 この細則は平成7年4月29日より新設及び一部改正して施行する。
- 11 この細則は平成8年11月29日より新設及び一部改正して施行する。
- 12 この細則は平成9年5月8日より一部改正して施行する。
- 13 この細則は平成14年5月7日より一部改正して施行する。
- 14 この細則は平成16年4月28日より一部改正して施行する。
- 15 この細則は平成16年11月25日より一部改正して施行する。
- 16 この細則は平成19年4月25日より一部改正して施行する。
- 17 この細則は平成20年4月23日より一部改正して施行する。
- 18 この細則は平成24年4月27日より一部改正して施行する。
- 19 この細則は平成26年4月1日より一部改正して施行する。
- 20 この細則は平成27年10月15日より一部改正して施行する。
- 21 この細則は平成28年4月1日より一部改正して施行する。
- 22 この細則は平成31年2月15日より新設及び一部改正して施行する。
- 23 この細則は令和2年2月14日より一部改正して施行する。
- 24 この細則は令和4年4月20日より一部改正して施行する。

小平第三小学校 P T A 運営組織図



※ 本部役員構成メンバー (会長・副会長・書記・会計)
 協力団体 ★ 青少対 ● C. S ◆ 小P連